PART3 地方自治

Chapter1　日本の地方自治

目標
「地方自治の本旨」を理解しよう。
地方議会と首長との関係を理解しよう。

1　地方自治の意義と本旨

①地方自治の意義

地方自治は，身近な問題を住民自らの意思に基づいて解決する仕組みで，「**地方自治は**〔　　　　　　　　　　　　　　　〕」という**ブライス**（英）の言葉が有名。また，**トックビル**（仏）も「地方自治制度が自由に対してもつ関係は，小学校が学問に対してもつ関係と同じ」と論じた。

②**地方自治の**〔　　　　　〕

A　〔　　　　　〕**自治**→地方分権推進の根拠

地方自治体〔地方公共団体〕が中央政府から自立した統治組織とされていること。

B　〔　　　　　〕**自治**→住民参加推進の根拠

地域住民が直接・間接に地方政治に参加していること。

2　日本の地方自治

①日本国憲法下の地方自治

A　〔　　　　　　　　　〕法（1947年）

普通地方公共団体（**都道府県・市町村**）と，特別地方公共団体（東京 23 区のような**特別区**・事務組合）などを規定する。

B　法律の範囲内で〔　　　　　〕を制定・執行

公害防止分野などでは国の法律より厳しい規制を定めた「上乗せ条例」，福祉分野などではより対象を広げた「横出し条例」も存在する。

②地方公共団体の組織と権限→司法機関はなし

A　議決機関→**地方議会**

あ　**都道府県議会**と**市（区）町村議会**（議員の被選挙権満 25 歳以上）

い　**任期**〔　　　〕**年**の議員は住民の選挙により選出

小池百合子都知事

う　条例の制定・改廃や予算の議決・決済の承認などを行う

B　執行機関→**首長〔長〕**

あ　**都道府県知事**（被選挙権満 30 歳以上）と**市（区）町村長**（被選挙権満 25 歳以上）

い　**任期**〔　　〕**年**の首長は住民の選挙により選出

う　行政事務全般の指揮・監督の他に条例の執行や規制の制定などを行う

え　都道府県には**副知事**，市（区）町村には**副市（区）長村長**がそれぞれ補助機関として置かれる

C　〔　　　　〕**委員会**→一定の独立性をもつ

教育委員会・選挙管理委員会・人事委員会・都道府県公安委員会・市町村農業委員会など

③議会と首長の関係→互いに独立・対等の立場を保つ〔　　　　　　　〕**制**

A　首長は条例制定と予算議決について**拒否権**をもつ（＝再議請求）

B　首長は議会出席権・議案提出権をもち議会の決定と関係なく専決処分も行う

C　議会は首長に対する**不信任決議権**をもつ

D　不信任決議を受け辞職しない場合のみ首長は**議会解散権**をもつ

④地方公共団体の事務→役所・役場で多数の**地方公務員**が働く

1999年〔　　　　　　　　　　〕**法**が制定され，従来の固有事務（公共事務・行政事務）と委任事務（団体委任事務・**機関委任事務**）の区分を廃止し，新たな区分へと再編。

※国と地方との関係が，従来の上下・主従関係から対等・協力関係へと変わる契機となる。

A　〔　　　　〕**事務**

地方自治体の責任で独自に処理する事務

※都市計画・飲食店営業許可など。

B　〔　　　　　　　〕**事務**

国の関与が必要なものとして法令で定められる事務で国の規制が及ぶ

※戸籍事務・旅券〔パスポート〕交付・国政選挙など。

まとめ

団体自治と住民自治が「地方自治の本旨」である。

地方議会と首長の関係は二元代表制で，互いに独立・対等の立場を保つ。

Chapter2　地方自治の現状と課題

目標
住民の直接請求権の知識を３つに分けて整理しよう。
地方の財源のうち使途が限られる特定財源を２種類おさえよう。

1　住民の権利

①受益権と負担義務

地方公共団体の提供するサービスを受ける権利と，その負担を税や社会保険料で分担する義務

②選挙権と被選挙権

③**直接請求権**

A〔　　　　　　　　　〕〔解職・解散請求〕

住民による**首長・議員の解職請求**と**議会の解散請求**

※有権者の〔　　〕**分の 1 以上の署名**を集め〔　　　　　　　　　　　　　　　　〕**に請求**。
その後，住民の投票で過半数の同意があれば解職・解散。

※有権者が 40 万人超の自治体の場合，2012年から署名数の要件が緩和された。

※副知事や副市（区）長村長や各委員の場合は首長に請求, 議会の同意があれば失職。

B〔　　　　　　　　　　　　　　　　〕〔住民発案〕

住民による〔　　　　　〕**の制定・改廃請求**

※有権者の **50 分の 1 以上の署名**を集め**首長に請求**し, 議会にかけて結果を公表する。

C **監査請求**

事業の管理・出納・事務（＝行財政）の監査請求

※有権者の〔　　　〕**分の 1 以上の署名**を集め**監査委員に請求**。その後，監査の結果を公表し，首長・議会にも報告する。

④情報公開を求める権利→**情報公開条例**制定や**オンブズマン〔行政監察官〕**制度導入など

⑤住民投票権

ある地方公共団体のみに適用される特別法についての**レファレンダム〔住民投票〕**。過半数の同意が必要で，**法的拘束力あり**。

※定住外国人にこれを認める地方自治体も少数ながら存在する。

2　地方自治の現状と課題

①財源不足→**地方財政健全化法**の制定（2007年）

A 〔　　　　　　〕→自主財源・一般財源（地方の特色を生かした独自課税も可）

B 〔　　　　　　〕→依存財源・特定財源

2006年に地方債の発行は**許可制**から**協議制**に移行

C **地方交付税〔地方交付税交付金〕**→依存財源・一般財源

地方公共団体の財政格差を是正することが目的で**使途を自主的に決定できる**

D **国庫支出金〔補助金〕**→依存財源・特定財源

国の補助金・負担金で事業ごとに**使途が指定されている**

※民主党政権下で使途を指定しない一括交付金制度も実施されたが廃止。実際の事業にかかる費用より少ないことが多く，不足分は地方公共団体が**超過負担**する。

②「〔　　〕**割自治**」→近年は四割自治？

自主財源の少なさと事務配分・権限を揶揄

③二元代表制の弱点

首長と議会の対立が激しくなると，予算や条例がなかなか決まらない。

ふるさと納税のサイト
（出典：「ふるさとチョイス」より）

④**地方分権改革**の動き→

〔　　　　　　　　　　　〕**法**の制定（1999年）

特に2003年以降，小泉純一郎内閣により〔　　　　　　　　〕**の改革**（地方交付税の見直し・国庫支出金の削減・地方への税源移譲）が進められた。

※**シビル＝ミニマム**（住民の最低限の生活サービス水準）の実現が課題。2008年には**ふるさと納税**制度がスタート，2014年にはまち・ひと・しごと創生法が制定されている。

A 各種の住民運動

B **住民投票条例に基づく住民投票**の増加→**法的拘束力なし**

満18歳未満や定住外国人の住民投票を認めている地方公共団体もある

C 活発なＮＰＯ〔非営利組織〕活動→ＮＰＯ法〔特定非営利活動促進法〕（1998年）

D 構造改革特別区域〔構造改革特区〕法（2002年）・地域再生法（2005年）の制定

E 〔　　　　　　〕**合併**の推進（＝「**平成の大合併**」）や**道州制**移行の検討

まちづくりの停滞や地域社会の崩壊につながるとの批判もある

まとめ

住民の直接請求権には，リコール・イニシアティブ・監査請求がある。
地方の財源のうち地方債と国庫支出金は使途が限られる特定財源である。

第 8 講 PART3 確認問題

1 「地方自治は民主主義の学校」と述べたのは誰か。

① トックビル ② グロティウス
③ ブラクトン ④ ブライス

2 普通地方公共団体の組み合わせとして正しいのはどれか。

① 都道府県・市町村 ② 都道府県・特別区
③ 市町村・特別区 ④ 市町村・事務組合

3 地方議会がもつ権限として正しいのはどれか。

① 不信任決議権 ② 拒否権
③ 専決処分 ④ 再議請求権

4 現在，地方公共団体が行っている事務はどれか。

① 機関委任事務 ② 法定受託事務
③ 行政事務 ④ 公共事務

5 自治事務にあたるのはどれか。

① 国政選挙 ② 飲食店営業許可
③ 戸籍事務 ④ 旅券交付

6 条例の制定・改廃請求をする場合の必要署名数と請求先の組み合わせとして正しいのはどれか。

① 有権者の3分の1以上・首長
② 有権者の3分の1以上・選挙管理委員会
③ 有権者の50分の1以上・首長
④ 有権者の50分の1以上・選挙管理委員会

7 住民投票のことをカタカナで何というか。

① イニシアティブ　② レファレンダム
③ オンブズマン　④ リコール

8 地方公共団体の財源不足を契機として，2007年に制定された法律はどれか。

① 構造改革特別区域法　② 地方分権一括法
③ 地方財政健全化法　④ 地域再生法

9 依存財源・一般財源にあたるのはどれか。

① 地方税　② 地方債
③ 国庫支出金　④ 地方交付税

10 三位一体の改革に**あてはまらないもの**はどれか。

① 市町村合併の推進　② 国庫支出金の削減
③ 地方交付税の見直し　④ 地方への税源移譲

第 8 講　PART3　確認問題 解答

1 解答：④

ブライスは，地方自治が民主政治の基礎であることを主張した。

①：「地方自治制度が自由に対してもつ関係は，小学校が学問に対してもつ関係と同じ」と論じた。
②：国際法の成立に重要な役割を果たし，「国際法の父」と呼ばれる。
③：「王といえども神と法の下にある」と法の支配を主張した。

2 解答：①

地方公共団体には，都道府県・市町村の普通地方公共団体と，東京 23 区のような特別区・事務組合などの特別地方公共団体の 2 種類がある。

②：特別区は特別地方公共団体。
③：特別区は特別地方公共団体。
④：事務組合は特別地方公共団体。

3 解答：①

議会は首長に対する不信任決議権をもち，これに対し首長は議会解散権をもつ。

②：首長がもつ権限。
③：首長がもつ権限。
④：首長がもつ権限。

4 解答：②

地方公共団体の事務には自治事務と法定受託事務があり，このうち法定受託事務は，国の関与が必要なものとして法令で定められる事務である。

①：かつて行われていたが，地方分権一括法により廃止された。
③：かつて行われていたが，地方分権一括法により廃止された。
④：かつて行われていたが，地方分権一括法により廃止された。

5 解答：②

自治事務とは，地方自治体の責任で独自に処理する事務で，都市計画なども含まれる。

①：法定受託事務にあたる。
③：法定受託事務にあたる。
④：法定受託事務にあたる。

6 解答：③

条例の制定・改廃請求をする場合，有権者の 50 分の 1 以上の署名を集めて首長に請求し，議会にかけて結果を公表する。

①：有権者の 3 分の 1 以上の署名を集める必要があるのは，首長・議員の解職請求と議会の解散請求。
②：選挙管理委員会に請求するのは，首長・議員の解職請求と議会の解散請求。
④：選挙管理委員会に請求するのは，首長・議員の解職請求と議会の解散請求。

7 解答：②

ある地方公共団体のみに適用される特別法についてのレファレンダムを行う場合，過半数の同意が必要。

①：住民発案のこと。
③：行政監察官のこと。
④：解職・解散請求のこと。

8 解答：③

地方財政健全化法の目的は，地方公共団体の財政破たんの防止と財政の健全化である。

①：地方分権改革の一環として 2002 年に制定された。
②：地方分権改革の一環として 1999 年に制定された。
④：地方分権改革の一環として 2005 年に制定された。

9 **解答：④**

地方交付税は，地方公共団体の財政格差を是正することを目的とするもので，使途を自主的に決定できる。

①：自主財源・一般財源。
②：依存財源・特定財源。
③：依存財源・特定財源。

10 **解答：①**

三位一体の改革ではなく，地方分権改革の一環として，1999 年以降に進められた。

②～④：三位一体の改革として，2003 年以降，小泉純一郎内閣により進められた。